

○狹山市消防団条例

昭和 30 年 3 月 16 日
条例第 8 号

(通則)

第 1 条 消防団員（以下「団員」という。）の任免、定員、服務、給与については、この条例の定めるところによる。

(任命)

第 2 条 消防団長（以下「団長」という。）は市長が、その他の団員は団長が次の各号の資格を有する者の中より市長の承認を得て之を任命する。

- (1) 本市に居住する年令満 18 年以上 45 年未満であること。ただし、団長、副団長又は特に必要がある者はこの限りでない。
- (2) 団長は志操堅固、身体強健であつて団長たるに足るものにして消防団より推薦された者であること。

(定員)

第 3 条 団員の定数は、333 人以内とする。

(退職)

第 4 条 団員が退職しようとする場合は、予め文書をもつて任命権者に願い出てその許可を受けなければならない。

(懲戒)

第 5 条 団員であつて次の各号の一に該当する者がある時は、任命権者はこれを懲戒するものとする。

- (1) 消防に関する法令、条例又は規則に違反したとき。
- (2) 職務上の義務に違背し又は職務を怠つたとき。
- (3) 団員たるにふさわしくない非行があつたとき。

第 6 条 前条の懲戒は、次の区別によりこれを行なう。

- (1) 免職
- (2) 停職
- (3) 戒告

2 停職は 1 箇月以内の期間を定めてこれを行なう。

(服務規律)

第 7 条 団員は団長の召集によつて出動し服務するものとする。

2 召集を受けない場合であつても、水、火災その他の災害の発生を知つた時は予め指定するところに従い直ちに出動し服務につかなければならない。

第 8 条 団員は予め定められた権限を有する消防機関以外の他の行政機関の命令に服してはならない。

第 9 条 団員であつて 10 日以上居住地を離れる場合は、団長にあつては市長に、副団長又は其の他の者にあつては団長に届け出なければならない。ただし、特別の事情がない限り団員の半数以上が同時に居住地を離れることはできない。

第 10 条 団員は火災警報発令中その他特に警戒の必要があると認むる際、警備に支障のある場所に多数集合したり又は多数集合して飲酒してはならない。

第 11 条 団員は、次の事項を遵守しなければならない。

- (1) 住民に対し常に水、火災の予防及び警戒心の喚起に努め災害に際しては身を挺してこれに当たる心構えを持たなければならない。
- (2) 規律を厳守して上長の指揮命令のもとに上下一体事に当たらなければならない。
- (3) 上下同僚の間互に相敬愛し礼節を重んじ信義を厚くして常に言行を慎まなければならない。
- (4) 職務に関し金品の寄贈又は饗応接待を受け又はこれを請求する等のことがあつてはならない。
- (5) 職務上知得した秘密を他にもらしてはならない。
- (6) 団員は団又は団員の名義をもつて特定の政党、結社、もしくは政治団体を支持し反対し又はこれに加担し又は他人の訴訟もしくは紛議に関与してはならない。
- (7) 消防団又は団員の名義をもつてみだりに寄付金を募り又は営利行為をなしもしくは義務の負担となるような行為をしてはならない。
- (8) 機械器具その他消防団の設備資材の維持管理に当たり職務外これを使用してはならない。

(報酬)

第 12 条 団員には、次により報酬を支給する。

- | | | |
|-----------|----|--------------|
| (1) 団 長 | 年額 | 21 万 3,200 円 |
| (2) 副 団 長 | 年額 | 17 万 1,600 円 |
| (3) 分 団 長 | 年額 | 14 万 1,500 円 |
| (4) 副分団長 | 年額 | 11 万 3,500 円 |
| (5) 部 長 | 年額 | 9 万 400 円 |
| (6) 副 部 長 | 年額 | 7 万 3,000 円 |
| (7) 班 長 | 年額 | 6 万 9,500 円 |
| (8) 団 員 | 年額 | 6 万 7,200 円 |

一部改正〔昭和 52 年条例 35 号・55 年 29 号・59 年 20 号・63 年 18 号・平成元年 38 号・3 年 38 号・6 年 19 号・9 年 24 号〕

(費用弁償)

第 13 条 団員が水火災、警戒、訓練等の職務に従事する場合には、次により費用弁償を支給する。

- | | | |
|------------|--------|---------|
| (1) 水火災の場合 | 1 回につき | 1,000 円 |
| (2) 警戒の場合 | 1 回につき | 1,000 円 |
| (3) 訓練等の場合 | 1 回につき | 1,000 円 |

2 前項の場合を除き団員が公務のため旅行したときは、特別職職員の旅費相当額の旅費を支給する。

一部改正〔昭和 52 年条例 35 号・63 年 18 号・平成 3 年 38 号〕

附 則

- 1 この条例は、昭和 30 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この条例施行の日より各地区消防団条例は廃止する。

○狹山市消防団規則

平成元年 3 月 31 日
規則第 15 号

(趣旨)

第 1 条 この規則は、消防組織法（昭和 22 年法律第 226 号）の規定に基づき、狹山市消防団（以下「消防団」という。）の組織等に関し、必要な事項を定めるものとする。

(組織)

第 2 条 消防団に団本部及び分団を置く。

2 分団に部及び必要に応じ班を置く。

3 分団及び部の名称及び担当区域は、別に定める。

(団本部)

第 3 条 団本部に団長及び副団長を置く。

2 副団長は、団長を補佐し、団長に事故があるとき、又は団長が欠けたときは、その職務を代理する。

(分団及び部)

第 4 条 分団に分団長及び副分団長を、部に部長、副部長、班長及び団員を置く。

2 分団長は、上司の命を受け、分団の事務を掌理し、所属消防団員を指揮監督する。

3 副分団長は、分団長を補佐し、分団長に事故があるとき、又は分団長が欠けたときは、その職務を代理する。

4 部長、副部長、班長及び団員は、上司の命を受け、分担事務进行处理する。

(団長の推薦)

第 5 条 消防団が団長を推薦する場合は、消防団員の互選によるものとする。

(任期)

第 6 条 団長、副団長及び分団長の任期は、4 年とする。ただし、再任することを妨げない。

(訓練、礼式及び服制)

第 7 条 消防団員の訓練、礼式及び服制については、消防訓練礼式の基準（昭和 40 年消防庁告示第 1 号）、消防操法の基準（昭和 47 年消防庁告示第 2 号）及び消防団員服制（昭和 25 年国家公安委員会告示第 1 号）の例による。

(補則)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成元年 4 月 1 日から施行する。